

平成 23 年 8 月 4 日

会社名 東亜合成株式会社
(URL <http://www.toagosei.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 橋本 太
(コード番号 4045 東証1部)
問合せ先 IR広報室長 鈴木 義隆
(TEL 03-3597-7215)

株式交換契約の一部変更のお知らせ

東亜合成株式会社（以下「東亜合成」といいます。）およびアロン化成株式会社（以下「アロン化成」といいます。）は、平成 23 年 2 月 10 日付の「東亜合成株式会社によるアロン化成株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日開催の両社の取締役会において、東亜合成を株式交換完全親会社とし、アロン化成を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。その後、本株式交換は、アロン化成については、平成 23 年 3 月 25 日開催の同社の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受け、他方、東亜合成については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を受けずに、同年 7 月 1 日に効力を発生しております。

今般、平成 23 年 7 月 28 日付の「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、東亜合成の平成 23 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間の連結経営成績が業績予想を上回ったことから、東亜合成およびアロン化成は、アロン化成については平成 23 年 8 月 3 日開催の取締役会において、東亜合成については本日開催の取締役会において、本株式交換契約における平成 23 年度の東亜合成の中間配当に関する制限条項を一部変更することをそれぞれ決議し、本日、両社の間で当該一部変更に関する下記の合意をいたしましたのでお知らせします。

記

1. 本株式交換契約の一部変更

本株式交換契約において、平成 23 年 12 月期の東亜合成の中間配当に関する制限が定められているところ、かかる制限の内容を以下のとおり変更します（下線部は変更箇所を示します）。なお、「甲」は本株式交換契約において東亜合成を指しております。

（変更前）

甲は、平成 23 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を所有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式 1 株あたり 4 円 50 銭を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

（変更後）

甲は、平成 23 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を所有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式 1 株あたり 5 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2. 一部変更の理由

当該一部変更は、東亜合成の平成 23 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間の売上高、営業利益、経常利益および四半期純利益の予想の増額修正に伴い、株主様への中間配当金を 1 株あたり 50 銭増額するためのものです。

以 上